

# 仕 様 書

1 件 名 防災カーテン・ブラインド等設置業務

2 納入期間 平成30年6月18日～7月6日

3 カーテン納入箇所・・・ 別紙内訳書参照

4 ブラインド等の取付け場所・・・別紙内訳書参照

5 カーテン等の仕様、規格等

(1) カーテンの生地

- ① 消防法第8条3で定める防災性能基準の条件を満たした難燃性の生地を使用すること。
- ② 耐光堅牢度は4度以上（JISL-0842）・洗濯堅牢度（変退色染色）は5級以上（JISL-0844）の生地を使用すること。
- ③ カーテンの種類については仕様に沿い、指定した製品を使用すること。

(2) カーテンの縫製

- ① 窓カーテン（ドレープ、遮光、レースカーテン等）は1.5倍ヒダとする。  
ドレープカーテンについてはタッセルをそれぞれ設置する事。
- ② 間仕切りカーテン（メッシュ付き・メッシュ無し）は、制菌加工を施された生地を仕様すること。  
またメッシュ付きカーテンを仕様する箇所のカーテンのメッシュ部分の大きさは、スプリンクラー散布時に妨げにならないように50cm以上とする。  
間仕切りカーテンのカーテンフックはステンレス製とする。
- ③ 縫製した全てのカーテンには、消防法に定める防災ラベルを縫い付けること。

(3) 横型ブラインド・縦型ブラインドに関しては別紙仕様の通りとする。

6 納入等

- (1) 落札業者はカーテン、ブラインドの仕立の際に必ず現場において実測すること。
- (2) カーテンの社名・サイズ表示は、出来るだけ小さく目立たない所に取り付けること。
- (3) 納品時、建物に傷などつけないように注意をする事。また、使用する脚立などに関しても養生等の配慮を払うこと。
- (4) 落札業者は全ての商品を設置し、使用できる状態にする事。

## 7 その他

- (1) 安全第一、清潔第一の観点から作業を行う事。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、施設側担当者と協議のうえ決定する。
- (3) 長野県内に本店又は支店・営業所を有する企業であること。